

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示 -法第 40 条-

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

← 40 cm 以上 →

↑ 35 cm 以上 ↓

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 (元請業者のみ)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号		
許可年月日			

← 35 cm 以上 →

↑ 25 cm 以上 ↓

< 記載要領 >

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

2 変更届の提出 ー法第 11 条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第 50 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第 28 条第 1 項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、専任技術者、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経營業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 （主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。）	116-117	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② No.12（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人）の添付書類（②～⑥）	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
		※ No.15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	80	
		※ No.15（専任技術者／削除）の届出も併せて行ってください。		
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		※ No.15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		※ No.15（専任技術者／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。		
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	85	
8	氏名（改姓・改名） <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。		

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
9	役員等	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
			② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
			③ 誓約書〔様式第六号〕	53	
			④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
			⑧ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出	85	
			※「100分の5以上の株主」及び「100分の5以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑧の提出が必要です。		
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
	代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
10	支配人	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
11	欠格要件に該当したとき		届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 2週間 以内
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記されていないことの証明書	82	
			⑥ 身元（身分）証明書	83	
13	経營業務の管理体制（規則第7条1号イ該当の場合）	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55	
			④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
13	経營業務の管理体制 (規則第7条1号イ該当の場合)	変更	◎ 経營業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) (注) 常勤役員等(経營業務の管理責任者)が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	56	
		削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
14	経營業務の管理体制 (規則第7条1号ロ該当の場合)	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	116	
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	62	
			④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕 ※変更する者についてのみ提出	63	
			⑤ 役員等の一覧表〔別紙1〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	34	
			◎ 経營業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) (注) 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	64	
		削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
15	専任技術者	変更・追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	116	変更後 2週間 以内
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕	38	
			④ 技術者の要件を証する書面 (1) 一般建設業の場合(次のいずれか) ア 卒業証明書又は技術検定合格証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し (2) 特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記(1)ア、イ、ウのいずれかと指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し		
			◎ 専任技術者の確認資料(新規・追加部分) (注1) 専任技術者が改姓改名した場合は、上記①の「専任技術者の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。同時に、上記①の「専任技術者の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	69	

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間	
15	専任技術者	削除	<交替に伴う削除の場合>		変更後 2週間 以内
			① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕	38	
			<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。		
			① 届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
			② 専任技術者一覧表〔別紙4〕	38	
16	決算報告	① 変更届出書〔決算変更届表紙〕	124	事業年度 終了後 4か月 以内	
		② 工事経歴書〔様式第二号〕	40-49		
		③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50-51		
		④ 財務諸表<法人の場合>	86		
		・貸借対照表〔様式第十五号〕	87-91		
		・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕	92-95		
		・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕	96		
		・注記表〔様式第十七号の二〕	97-102		
		・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。）			
		財務諸表<個人の場合>	86		
		・貸借対照表〔様式第十八号〕	103-104		
		・損益計算書〔様式第十九号〕	105-106		
		⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）	—		
		⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 （※納付額、納付済額が記載されているもの）	—		
<変更のあった場合のみ添付するもの>					
⑦ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66				
⑧ 使用人数〔様式第四号〕	52				
⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80				
⑩ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	—				
17	健康保険等の加入状況	① 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66	加入指導時 に定められ た提出期限 又は変更後 1ヶ月以内	
		② 健康保険等の加入状況の確認資料	66		

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

提出部数

宮城県知事許可

正 本	+	写 し
1 部 P.111-114 の一覧表に記載し た必要書類を綴ったもの		2 部（正本のコピーで可） 土木事務所提出分 1 部 本社控分 1 部

※行政書士が書類の作成を行った場合は、行政書士の職印が必要です。
詳しくは、P157 を御確認ください。

受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

(ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越しく下さい)

変更届記載例

(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

(第 一 面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)
000016

変更届出書

(第一面)

該当する事項に○をつける。

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 について変更があったので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

宮城県知事 殿

宮城県仙台市宮城野区港3-8-20
 センダイ建設株式会社
 届出者 代表取締役 仙台 毒夫

変更後の内容を記載する。

変更する事項によって添付書類が異なるので、注意してください。(P.111-114参照)

大臣コード
 国土交通大臣 許可 一般 (01) 第 012345号
 許 可 番 号 3504
 許 可 年 月 日 令和 01 年 08 月 25 日
 法 人 番 号 36040404040404040404

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(株) 仙 台 建 設	センダイ建設(株)	R3.4.1	
営業所の所在地	仙台市青葉区本町3-8-1	仙台市宮城野区港3-8-20	R3.4.1	
資本金	35,000千円	50,000千円	R3.4.1	
役員	須藤 栄夫	—	R3.4.1	退任(技)
	—	永浦 四郎	〃	就任
	仙台 太郎	—	〃	辞任(経)
代表者(申請者)	仙台 太郎	仙台 毒夫	R3.4.1	

登記事項証明書の事由(退任, 辞任, 解任, 死亡等)に合わせて記載する。

変更のあった部分の届出でよい。

代表者(申請人)が同時に役員を就任・退任する場合は、役員の変更も届け出ること。

就任・退任等の別, 経營業務の管理責任者(経), 専任技術者(技)等を記入する。

就退任は、変更日が完全に同日の場合のみ1行でまとめて可。

変更する部分のみ記入する。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 センダイケンセツ
 商号又は名称 38 センダイ建設(株)
 代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 センダイヨシオ
 代表者又は個人の氏名 40 仙台 毒夫
 主たる営業所の所在地市区町村コード 41 04102 都道府県名 宮城県 市区町村名 仙台市宮城野区
 主たる営業所の所在地 42 港3-8-20
 郵便番号 43 983-0001 電話番号 022-254-3131
 資本金額又は出資総額 44 50000 (千円)

所在地の変更の場合は全て記入する。

P.31の「建設業許可申請書」の記入例を参照のこと。

どちらか一方の変更の場合も必ず両方とも記入する。

連絡先 所属等 総務部 氏名 石崎 花子 電話番号 (022) 211-3116
 ファックス番号 (022) 211-3292

必ず会社等の担当者の名前を記載する。

(2) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕

（当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。）

P.68の「専任技術者証明書（新規・変更）」の記入例を参照のこと。

<参 考>

専任技術者証明書（新規・変更）等の作成具体例

ア 技術者の交代（追加・削除）

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合。

現在証明されている 専任の技術者 (現在の担当業種)	新たな専任の 技 術 者 (今後の担当業種)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名	
林 一郎 (土木・建築)	森 次郎 (土木・建築)	様式第八号	3	森 次郎	
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎 (土木・建築)	泉 三郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	3	泉 三郎	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	泉 三郎 (土木・建築)	様式第八号	3	泉 三郎	
		様式第八号	4	林 一郎	森 次郎

イ 有資格区分の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者の有資格区分が変わった場合等。

現在証明されている 専任の技術者 (有資格区分)	新たな専任の 技 術 者 (有資格区分)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名 (担当する業種)	
林 一郎 (14)	林 一郎 (13)	様式第八号	2	林 一郎	

ウ 担当業種の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者の担当業種に変更があった場合。

現在証明されている専任の技術者 (現在の担当業種)	新たな専任の技術者 (今後の担当業種)	提出する書類の様式	項番 61	項番 63 に記載する技術者氏名	
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	3	森 次郎	
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	林 一郎 (土木・建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	4	森 次郎	

エ 営業所のみの変更

担当業種等に変更はなく、専任の技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合。

現在証明されている専任の技術者 (営業所の名称)	新たな専任の技術者 (営業所の名称)	提出する書類の様式	項番 61	項番 63 に記載する技術者氏名	
林 一郎 (大河原営業所) 森 次郎 (気仙沼営業所)	森 次郎 (大河原営業所) 林 一郎 (気仙沼営業所)	様式第八号	5	林 一郎	森 次郎

<参 考>

届出書〔様式第二十二号の三〕、専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の作成具体例

ア 本店以外の営業所を廃止する場合

（例）現在本店の他に大河原営業所を有している業者が、その営業所を廃止する場合。

現在証明されている 専任の技術者 (営業所の名称)	新たな専任の 技 術 者 (営業所の名称)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎 (本店) 森 次郎 (大河原営業所)	林 一郎 (本店)	様式第二十二号の 三	—	森 次郎

※ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕で営業所の廃止の届も必要です。

イ 業種を一部廃業する場合

（例）現在土木一式工事業と建築一式工事業の許可を受けている業者が、そのうち土木一式工事業を廃業する場合。

現在証明されている 専任の技術者 (現在の担当業種)	新たな専任の 技 術 者 (今後の担当業種)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	森 次郎 (建築)	様式第二十二号の 三	—	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	森 次郎 (建築)	様式第八号	3	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎

※ 廃業届〔様式第二十二号の四〕で、一部廃業の届も必要です。

(4) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
 許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可 (一般) 第 12345 号
 宮城県知事 (特)
 法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

13桁
 国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。
 ※個人事業主は記載不要

届出者 所在地 郵便番号 〒 980-8570
 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
 商号又は名称 株式会社 仙台建設
 代表者氏名 代表取締役 仙台太郎
 電話 022(211)3116

東北地方整備局長
 殿
 宮城県知事

法人	必ず提出.....(1)(2)(3)(4)(9) 該当する場合のみ提出.....(5)(6) 変更があった場合のみ提出..(10)(11)(12)(13)
個人	必ず提出.....(1)(2)(3)(9) 変更があった場合のみ提出..(10)(11)(12)(13)

事業年度(第 44 期 令和 2 年 10 月 1 日から 令和 3 年 9 月 30 日 まで)が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)~(12)の事項については、該当するものを○で囲む。

(5):特例有限会社を除く株式会社の場合

(6):資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社の場合

- (7)大臣許可で法人の場合
- ① 工事経歴書
 - ② 工事施工金額
 - ③ 貸借対照表及び損益計算書
 - ④ 株主資本等変動計算書及び注記表
 - ⑤ 事業報告書
 - ⑥ 附属明細表
 - ⑦ 法人税納付済額証明書

- 記
- (8) 所得税納付済額証明書 ← 大臣許可で個人の場合
 - ⑨ 事業税納付済額証明書 ← 知事許可の場合
 - (10) 使用人数
 - (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
 - (12) 定款
 - (13) 健康保険等の加入状況

課税	免税
----	----

報告する事業年度における消費税の課税・免税の別について該当する方を○で囲む

経営事項審査受審予定	有	無
------------	---	---

(該当する方を○で囲む)

記載要領
 経営事項審査とは、公共工事の入札に参加しようとする建設業者が、経営に関する客観的事項について受けるべき審査です。

- 1 「 国土交通大臣 「 東北地方整備局長
 宮城県知事 「 宮城県知事 」 については、不要のものを消すこと。
- 2 (1) から (13) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

4 訂正の届出

既に提出した書類について訂正がある場合には、訂正届出書を使用して差替書類を提出してください。正・副・控の3部を提出し、正本にのみ訂正前の様式に朱書き訂正したのもも添付してください。

訂 正 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可 (般 - 1) 第 12345 号
宮城県知事 特
法人番号
届出者 所在地 郵便番号 〒 980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表者氏名 代表取締役 仙台太郎
電話 022(211)3116

東北地方整備局長
殿
宮城県知事

先に提出した書類について下記のとおり訂正がありましたので届け出ます。

記

届出事項	様式番号	訂正箇所	書類受付年月日
営業所の新設	第22号の2	営業所の名称	H31.4.15
役員の変更届	別紙1	役員〇〇の住所	R1.6.12
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第2号	土木工事業に計上した工事2件を とび・土工工事業に計上する	R1.7.19
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第3号	土木工事業及びとび・土工工事業 の施工金額	R1.7.19
事業年度も必ず記載する	訂正箇所が明確に分かるよう に記載する	受付印の押印された年月日	

注: 正本1部・写し2部を提出し、正本には訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。

5 建設業許可証明書

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.25 参照）へ申請してください。

用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。

証明手数料 → 証明書 1 通につき、600 円の宮城県収入証紙を貼付してください。

(用紙A4)

建設業許可証明願

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和〇年〇月〇日

住 所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
 商号又は名称 株式会社 仙台建設
 代表者役職名 代表取締役 仙台太郎

次のとおり許可されてあることを証明願います。

(2 部)

許可年月日 令和 元年 8月 25日

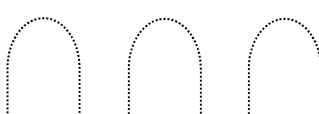
許可番号 宮城県知事 許可 [般 - 1] 第 12345 号
 特

県収入証紙貼付欄

願のとおり相違ないので別紙のとおり証明してよろしいか伺います。

審査	
浄書	
校合	
公印	
発送	担当者

建証第 号



6 建設業許可申請書の閲覧

宮城県知事許可を受けている建設業者の許可申請書の閲覧ができます。

(1) 閲覧場所

事業管理課建設業閲覧室（宮城県庁行政庁舎8階北側）

(2) 閲覧できる日時

月曜日～金曜日（9：00～11：30，13：00～16：30）

(3) 閲覧休止日

○閉庁日（土・日・祝日及び年末年始）

○第2木曜日及び第4火曜日（祝休日にあたる場合はその直後の平日）

※書類整理等のために、臨時に閲覧休止となる場合があります。

※宮城県内に本店を有する大臣許可業者の書類の閲覧は、国土交通省東北地方整備局（〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)，[TEL:022-225-2171](tel:022-225-2171)(代表)) のみでの閲覧となりますので御注意願います。

7 建設業許可申請書類の写しの交付

建設業閲覧室において閲覧できる書類は、宮城県情報公開条例第5条第1項の規定に基づく開示請求により、申請書等の写しの交付を受けることができます。

下記担当窓口において手続きをお願いします。

- ・ 県政情報センター（県庁行政庁舎地下1階） 電話：022-211-2263
- ・ 県政情報コーナー（各合同庁舎内）※仙台合同庁舎は除く。